

令和元年10月1日から

無償化制度概要

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
  - 幼稚園については、月額25,700円を上限に無償化となります。なお、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
  - 無償化後も子どもが2人以上の世帯は、「第2子は半額」、「第3子以降は無償」となる軽減措置は継続します。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育**(小規模保育、事業所内保育)、**企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に**無償化の対象**とされます。

## 認定こども園等の預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、燕市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
  - ※ 市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください。
  - (注) 原則、通われている認定こども園等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)がありますので、裏面の問い合わせ先までご確認ください。
- 認定こども園等の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

# 認可外保育施設等を利用する子どもたち

## 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、燕市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※ 市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください。

(注1) 保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。下記の問い合わせ先までご確認ください。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円を上限に利用料が無償化されます。**

## 【対象となる施設・事業】

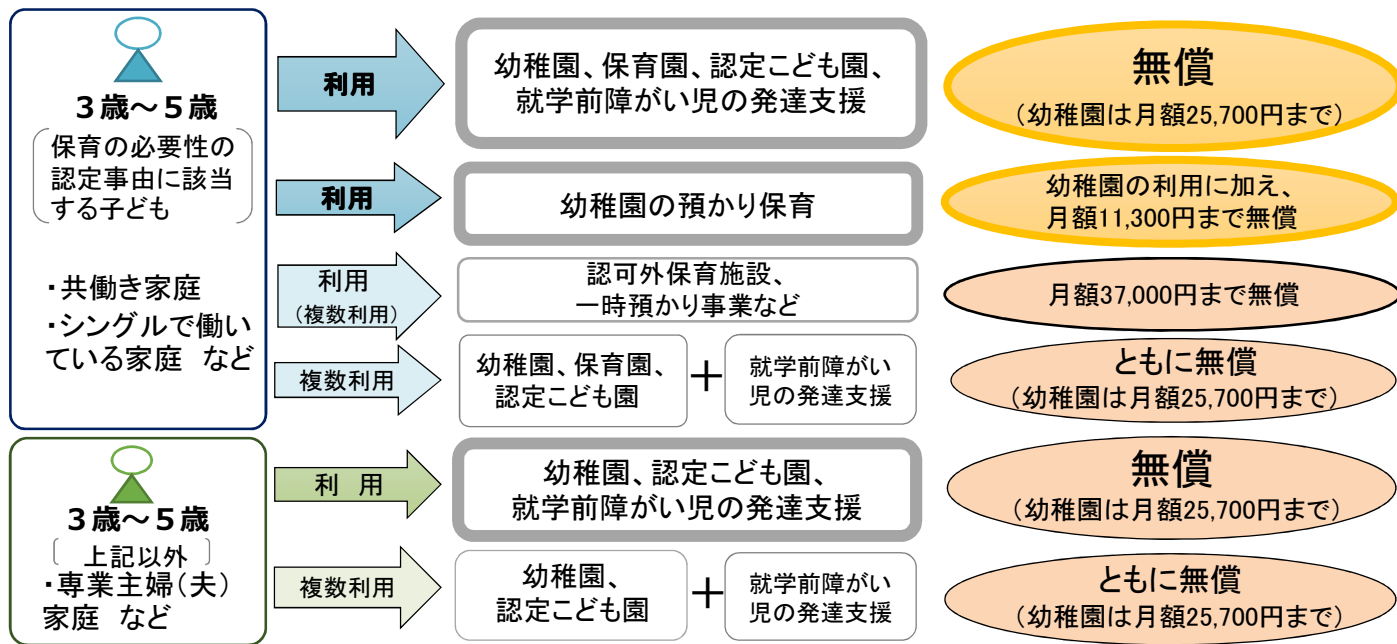
- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

## 幼児教育・保育の無償化の主な例



(注1) 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。

(注2) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、燕市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要になります。 ※市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください。

(注3) 例に記載はありませんが、地域型保育や企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。

問い合わせ先

燕市教育委員会子育て支援課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL: 0256-77-8222

MAIL: kosodate@city.tsubame.lg.jp